

健発 0523 第 1 号
令和 4 年 5 月 23 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年 厚生労働省令第 86 号）が公布されたところ、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等（都道府県にあっては管内の市町村を含む。）へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

令和元年 6 月 19 日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 39 号。以下「動物愛護管理条例」という。）により新たに創設される、犬猫等販売業者に対するマイクロチップ装着等の義務化等に関する規定が令和 4 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号。以下「規則」という。）において、鑑札とみなされたマイクロチップに関して所要の規定の整備するため、その一部を改正する。

2. 改正の内容

（1）鑑札とみなされたマイクロチップに関する規定の整備（規則第 5 条関係）

規則第 5 条においては、市町村が犬の所有者に交付する鑑札の記載事項などの要件が規定されているが、鑑札とみなされたマイクロチップは、鑑札の要件に該当させる必要がないため、当該要件から除くこととする。

(2) 鑑札の再交付の申請（規則第6条関係）

規則第6条第1項において、犬の所有者は鑑札を亡失又は損傷した場合は、市町村に再交付の申請をすることとされているが、正当な理由があるときはこの限りでないこととする。

(3) 原簿の登録事項等（規則第16条の2関係）

鑑札とみなされたマイクロチップを装着している犬について、規則を適用するに当たって必要な読み替え規定を整備する。

① 原簿の記載事項（規則第4条の読み替え）

規則第4条では原簿に登録すべき事項が規定されているが、マイクロチップには識別番号があり当該番号によって犬を特定しているところ、マイクロチップを装着している犬については、識別番号も原簿登録事項とする。

② 注射済票の基準（規則第12条第3項の読み替え）

注射済票は、規則第12条第3項各号で定める条件を具備したものとされ、同項第1号では「首輪、胴輪、鑑札その他犬が着用させるものに付着させることができるものであること」としているが、鑑札とみなされたマイクロチップを装着する犬は鑑札を着用してないため、「鑑札に付着させることができるもの」という条件を除くこととする。

③ 狂犬病発生時の届出事項（規則第16条の読み替え）

犬の登録原簿には、①の改正によりマイクロチップの識別番号も登録事項となるため、狂犬病発生時の届出については、犬を識別するための情報として登録番号か当該識別番号のどちらかを届け出ることとする。

(4) 犬からマイクロチップが取り除かれた場合の届出（規則第16条の3）

動物愛護管理法第39条の7第5項の規定においては、犬から鑑札とみなされたマイクロチップを取り除いた場合に、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に届け出ることとされているため、マイクロチップを除いた場合には30日以内に市町村に届け出ることとする。

(5) マイクロチップが鑑札とみなされた場合の鑑札の提出（規則第16条の4）

すでに鑑札が交付されている犬について、マイクロチップが装着され、これが鑑札とみなされた場合は交付された鑑札が不要となるため、マイクロチップが鑑札とみなされた場合には、速やかに、鑑札を提出することとする。ただし、正

当な理由があるときは、この限りでないこととする。

(6) マイクロチップが装着された犬の所在地が変更された場合の取扱い（規則

第10条、第16条の5及び第16条の6関係）

- ① 犬の所在地が変更され、新所在地においてマイクロチップが鑑札とみなされる場合は、新所在地を管轄する市町村長（以下「新市町村長」という。）は旧所在地を管轄する市町村長（以下「旧市町村長」という。）に犬の新所在地を通知することとし（規則第16条の5）、当該通知を受けた旧市町村長は犬の登録を削除できることとする（規則第10条）。
- ② 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第4項の規定による所在地を変更した旨の届出があった場合であって、旧所在地においてはマイクロチップが鑑札とみなされていたが、新市町村長が、当該犬に係る動物愛護管理法第39条の7第1項の求めを行っていないときは、新市町村長は犬の所有者に鑑札を交付するとともに、旧市町村長に犬の新所在地を通知することとし（規則第16条の6）、当該通知を受けた旧市町村長は、当該犬の原簿を、当該通知をした新市町村長に送付することとする（規則第16条の6）。

(7) その他の所要の規定の整備（規則第18条関係）

今般新たに規定する規則第16条の3の届出についても、フレキシブルディスクによる提出を可能とする。

3. 施行期日

令和4年6月1日から施行する。